

荒尾市立平井小学校いじめ防止基本方針

荒尾市立平井小学校

1 策定の目的

本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び県・市の「いじめ防止基本方針」に基づき、平井小学校の全児童が「笑顔まんかい」で学校生活を送るために必要な措置を講ずることを目的として策定する。

なお、ここで言う「いじめ」とは、「児童に対して、本校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 基本姿勢

学校が、いじめの兆候や発生を見逃さず、組織体として迅速に対応するため、全教職員でいじめに対する認識を共有し、具体的な取組を全教職員で実施する。

いじめの認知については、表面的形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。けんかやふざけ合っていてあっても児童の被害性に着目し心身の苦痛を感じていけば積極的に認知する。

3 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ防止等対策のための組織として、教職員からなる校内の組織及び第三者を含む組織を設置し、いじめの未然防止のための措置及び発生時の対応にあたる。また、校内においては基本的には全職員ですべての事案に対応する。（別表1参照）

4 いじめ防止に関する具体的な取組

いじめの未然防止と早期発見・早期対応の観点から、学校教育活動全体を通して行う具体的な取組を立案・実施する。（別表2参照）

5 関係機関等との連携

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じたり、長期にわたり欠席を余儀なくされたりしているなど、重大な事案が発生あるいは疑われる場合、速やかに荒尾市教育委員会に報告する。また、警察等関係機関とも連携して対処する。

6 児童・保護者への対応等

いじめを認知した場合は、加害・被害双方の保護者に事実関係を伝え、被害児童及び保護者に対する支援と、加害児童及び保護者に対する指導助言を行うとともに、他の保護者等へも当該事案に関する情報を速やかに提供する。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法の規定に基づき、加害児童に対して適切な懲戒を加える場合もある。

8 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について学校評価を行い、その結果を公表する。

別表1 いじめ防止等対策のための組織

名 称	いじめ・不登校対策委員会 (校内の組織)	平井小学校いじめ防止等対策委員会 (第三者を含めた組織)
構 成	校長・教頭(情報集約担当)・教務主任・人権教育主任・生徒指導主任・養護教諭・該当担任 等	校長・教頭・学校運営協議会代表2名・PTA役員代表2名・(SSW)等
主な役割	実態の把握、未然防止のための取組の実施、発生時の児童への対応 等	未然防止のための取組及び発生時の対応策等の検討 等

※ 平井小学校いじめ防止等対策委員会は、定例会として前期と後期に各1回開催する。
 なお、構成について、SSW等は必要に応じて参加とする。

別表2 いじめ防止に関する具体的な取組

未 然 防 止 の た め に	<p>【児童への指導等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人権教育・道徳教育・情報モラル教育・生徒指導の充実 ○「確かな学力」の育成のための教員の資質向上 ○教職員の情報交換と児童理解の徹底 ○体験活動等を通じた自己有用感の醸成 ○集会活動等での「いじめをしない、させない、許さない」土壌づくり ○児童の人間関係づくりの取組を通じた「居場所づくり・絆づくり」 <p>-----</p> <p>【保護者への働きかけや依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自他の命を大切にする心の育成、携帯電話・インターネット・ゲーム等についてのルールづくり、善悪の判断など家庭教育の在り方についての啓発 ○地域での様々な体験活動、地域行事等への積極的な参加の依頼 <p>-----</p> <p>【地域への働きかけや依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童への積極的なあいさつ・声かけ、地域での児童の状況について、学校や保護者への情報提供の依頼
	早 期 発 見 の た め に

	<p>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</p> <p>【被害児童の保護者に対する対応】</p> <p>○学校の「被害児童最優先」の姿勢と問題解決に向けた方針の丁寧な説明及び取組への協力依頼</p> <p>○被害児童のケアに関する相談対応やアドバイス</p> <p>○学校への積極的な相談、情報提供等についての依頼</p> <p>【加害児童に対する対応】</p> <p>○事実確認と毅然とした態度での阻止</p> <p>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</p>
早期解決のため	<p>○関係機関等との連携</p> <p>○懲戒権の行使に係る検討</p> <p>【加害児童の保護者に対する対応】</p> <p>○被害児童への対応、問題解決に向けた方針の丁寧な説明及び取組への協力依頼</p> <p>○加害児童へのケアや対応についてのアドバイス</p> <p>○被害児童・被害児童の保護者への適切な対応についてのアドバイス</p> <p>【その他の児童に対する対応】</p> <p>○被害児童の苦しさ・つらさについての理解を深める指導</p> <p>○「傍観はいじめることと同じ」であることについての指導</p> <p>○自分の意志で行動することの大切さの指導</p> <p>【その他の児童の保護者に対する対応】</p> <p>○事案の内容と学校の問題解決に向けた方針・取組等についての丁寧な説明及び協力依頼</p> <p>○児童と積極的な会話、学校への積極的な相談、情報提供、家庭教育の充実等についての再依頼</p> <p>【地域に対する対応】</p> <p>○事案の概要と学校の問題解決に向けた方針・取組等についての説明及び協力依頼</p> <p>○地域での児童の見守り、学校や保護者への情報提供等についての再依頼</p>
いじめ解消の判断	<p>次の2つの条件が満たされていることを含め平井小いじめ対策委員会で児童の状況を総合的に検討した上で学校長が判断する。</p> <p>1 いじめに係る行為が止んでいる。(少なくとも3ヶ月を目安とする)</p> <p>2 被害児童が心身の苦痛を感じていない。(面談等により確認)</p>

H26. 2月策定

H27. 9. 30 (改訂・追加) 別表1 いじめを許さない宣言文

H28. 12. 20 (改訂・追加) いじめの定義 関係機関等との連携

H29. 11. 1 (追加) いじめや差別を許さない「平井小学校 人権宣言」

R3. 3. 1 (改訂・追加) 2 基本姿勢、別表1・平井小学校いじめ防止等対策委員会 (第三者を含めた組織) 構成・別表2 いじめ解消の判断

熊本県児童会

「いじめを許さない宣言文」

わたしたちは、楽しく、安心してすごせる学校にするために、みんなで協力していじめ「0」にすることを目指し、次のことを実行します。

- 一 わたしたちは、相手の気持ちを考えて生活します。
- 一 わたしたちは、ありがとうの気持ちを忘れずに、心あたたまる言葉をつかいます。
- 一 わたしたちは、自分の考えを相手に分かってもらえるように伝えます。
- 一 わたしたちは、みんなが分かり合い、声をかけ合い、助け合う仲間になります。